

船橋市被災者生活再建支援事業実施要綱

船橋市被災者生活再建支援事業実施要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の支援が受けられない世帯（以下「被災世帯」という。）に、この要綱に基づき船橋市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する住家をいう。

(2) 被害 住宅に発生した被害のうち、次に掲げるものをいう。

ア 全壊 住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住宅全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。

イ 半壊 住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。

(3) 住宅被害支援金 住宅の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊等解体）に応じて交付する支援金をいう。

(4) 住宅再建支援金 住宅の再建方法（建設・購入、補修、賃借）に応じて、交付する支援金をいう。

(交付の対象となる災害)

第3条 支援金の交付の対象となる災害は、がけ崩れ、地すべり、土石流、同一の河川水系の氾らん・洪水、竜巻、津波・高潮等の自然災害により、住宅の被害が発生した場合で、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に基づき、千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害とする。

(交付の対象となる被災世帯等)

第4条 支援金の交付の対象となる被災世帯等は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、支援対象の災害が発生した際に、本市内に居住していた世帯に限る。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、

別に定める期日までに別表 2 に掲げる書類を添えて、船橋市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条に規定する申請が適正であると認めたときは、支援金の交付を決定し、船橋市被災者生活再建支援金支給通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請を却下することを決定したときは、船橋市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知する。

（交付決定の取消し）

第 7 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき

(2) その他支援金の支給の決定の内容又はこれにつけた条件に違反したとき

2 市長は、前項の規定により、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、船橋市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知する。

（支援金の返還）

第 8 条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、船橋市被災者生活再建支援金返還請求書（様式第 5 号）により、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援金の返還を請求したときは、船橋市補助金等の交付に関する規則に基づき、加算金又は延滞金を納付させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、当該申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 28 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

交付の対象となる被災世帯	支援金の対象となる被災世帯は、次のとおりとする。ただし、一つの世帯が重複して、次に掲げる 1 から 4 までの支援対象になることはできないものとする。また、被災者生活再建支援法第 3 条の規定による被災者生活再建支援金の交付を受けた被災世帯については、支援対象としない。 1 この要綱が適用されることとなった自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯） 2 この要綱が適用されることとなった自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成 10 年政令第 361 号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯） 3 この要綱が適用されることとなった自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（半壊等解体世帯） 4 この要綱が適用されることとなった自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）
--------------	---

別表 1 その 2（第 4 条関係）

	被災世帯	住宅被害支援金	住宅再建支援金	
一世帯あたりの支援の金額	全壊世帯	1,000,000 円	建設・購入	2,000,000 円
			補修	1,000,000 円
			賃借	500,000 円
	大規模半壊世帯	500,000 円	建設・購入	2,000,000 円
			補修	1,000,000 円
			賃借	500,000 円
	半壊等解体世帯	1,000,000 円	建設・購入	2,000,000 円
			補修	1,000,000 円
			賃借	500,000 円
	中規模半壊世帯		建設・購入	1,000,000 円
			補修	500,000 円
			賃借	250,000 円

備考 自然災害の発生時にその属する者の数が 1 である被災世帯については、別表 1 その 2 に掲げる金額の 4 分の 3 の金額とする。

別表 2（第 5 条関係）

申請期間	第 2 条に定める災害が発生した日から起算して、住宅被害支援金にあっては 13 月を経過する日まで、住宅再建支援金にあっては 3
------	--

	7月を経過する日までとする。ただし、県実施要綱第9条第2項の規定により、延長の決定がされた際には、支援金の申請期間を延長することができる。
添付書類	1 住民票（被災世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できるもの） 2 市の発行するり災証明書 3 預金通帳の写し（銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義の記載があるもの） 4 住宅再建支援金の申請を行う場合にあっては、住宅を建設、購入、補修又は賃借することが確認できる契約書等の写し 5 半壊等解体世帯が申請を行う場合においては、住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書 6 その他市長が必要と認める書類

災害名 [市記入欄]

様式第1号（第5条関係）

船橋市被災者生活再建支援金支給申請書

申請日 年 月 日

船橋市長 あて

船橋市被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名 _____

申請回数〔支給番号〕		〔	世帯主以外の方が申請する場合はその理由：	〕
初回	2回目〔 以降〔			

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください（ 単数 ・ 複数 ）

②世帯主の氏名

ふりがな	生年月日
氏 名	年 月 日

③被災した住宅の住所（被災住所）

$\overline{T}$	
--	--

Ⅱ 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

☐ 前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

現在の住所	☐ 被災住所と同じ ☐
電話番号	()

Ⅲ 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

☐ 前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

[illegible]

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください（前回と同じ名義であれば記入不要です）。

IV

(1) 申請する**住宅被害支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。
なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
全壊	100 万円	75 万円		
解体(半壊・敷地被害)	100 万円	75 万円		
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円

半壊解体・敷地被害解体の場合は
その理由：

申請額 (A-B) ：

万円

(2) 申請する**住宅再建支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200 万円	150 万円			
補修	100 万円	75 万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
中規模 半壊	建設・購入	100 万円	75 万円	100 万円	75 万円
	補修	50 万円	37.5 万円		
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	25 万円	18.75 万円		

申請額 (C-D) ：

万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

----- 市記入欄 -----

市本人確認欄

添付書類確認欄

罹災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	契約書 の写し	その他

様式第2号（第6条関係）

船橋市被災者生活再建支援金支給通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日に申請された船橋市被災者生活再建支援金については、下記のとおり支給いたしますのでお知らせします。

記

1 支給番号

2 支給金額 円

3 支給方法 口座振込支給

（船橋市被災者生活再建支援金の支給条件）

1 市長は、船橋市被災者生活再建支援事業実施要綱第7条の規定により、

- ① 偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき、
- ② 支給決定の内容若しくはこれにつけた条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、支給決定を取り消したときに、取消に係る支援金をすでに支給している場合には、市長は期限を定めて当該支援金の返還を請求します。この場合に、船橋市補助金等の交付に関する規則に基づき、加算金又は延滞金を納付していただきます。

2 支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部の返済が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、あるいは未納額と相殺することになります。

3 なお、延滞金及び加算金にあっては、やむを得ない事情があると認めるときは、被災者の申請により、その全部又は一部を免除することができます。

様式第 3 号（第 6 条関係）

船橋市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日に申請された船橋市被災者生活再建支援金につきましては、審査の結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

（理由）

様式第4号（第7条関係）

船橋市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付け 第 号で支給通知しました船橋市被災者生活再建支援金の支給については、下記の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

記

（理由）

様式第5号（第8条関係）

船橋市被災者生活再建支援金返還請求書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付け 第 号で支給通知しました船橋市被災者生活再建支援金については、下記により返還してください。

記

1 返還の理由

2 返還額

3 返還の期限

4 返還の方法

5 加算金及び延滞金

- （1）支援金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、船橋市補助金等の交付に関する規則に定める割合で計算した加算金を納付してください。
- （2）返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、船橋市補助金等の交付に関する規則に定める割合で計算した延滞金を納付してください。